



支えあい、こころつながるまち
第2次さむかわ自殺対策計画
(案)

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和7年（2025年）3月

寒川町

はじめに

我が国では、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が制定され、これまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

さらに、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総括的かつ効果的に推進するため、平成28年（2016年）に同法が改正され、平成29年（2017年）には、「自殺総合対策大綱」の見直しがなされました。国を挙げての自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らす」だけでなく、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やす」ことこそが本質的であるとされるようになりました。

令和4年（2022年）には、「自殺総合対策大綱」が見直され、今後対応すべき課題として「子ども・若者の自殺対策の更なる強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」などが新たに位置づけられました。

寒川町においても毎年尊いのちが失われているという状況があり、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」を実施するために令和2年（2020年）に「さむかわ自殺対策計画」を策定し、推進してまいりました。

このたび、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」などの趣旨を踏まえ、より効果的で総合的な自殺対策を推進するため、「支えあい、こころつながるまち 第2次さむかわ自殺対策計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現に向けて、引き続き、国や県などの関係機関、町内の関係団体をはじめ、地域の皆様と協力して、自殺対策を推進してまいりますので、取り組みへのご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご検討、ご議論いただきました寒川町自殺対策計画推進協議会委員の皆様、また、アンケート調査やパブリックコメントにご意見等を寄せていただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

寒川町長 木村俊雄

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画（第1次）の達成状況	5
5	計画（第2次）の数値目標	6
6	SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組	7
第2章	寒川町の自殺の実態	
1	自殺者数の年次推移	9
2	全国・神奈川県との比較	10
3	男女別・年齢別の自殺割合	10
4	就労者の自殺割合	12
5	高齢者の自殺の傾向	12
6	寒川町の自殺の特徴	14
第3章	いのち支える自殺対策における取組	
	○基本理念	16
	○施策体系	17
	○基本施策	18
	1 地域におけるネットワークの強化	18
	2 自殺対策を支える人材の育成	18
	3 町民への啓発と周知	19
	4 生きることの促進要因への支援	20
	① 生きがいつくり活動の支援	20
	② 相談体制の充実	22
	③ 遺された人への支援	23
	5 子ども・若者及び保護者への自殺対策の更なる強化	24
	6 女性の自殺対策の推進	26
	○重点施策	28
	1 高齢者に対する支援	28
	2 高齢者の地域支援体制の強化	29

第4章	自殺対策の推進体制	
1	推進体制及び進行管理	31
	（1）推進体制	31
	（2）進行管理	31
2	自殺対策組織の関係図	32

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は平成24年（2012年）に15年ぶりに3万人を下回ったものの、令和2年（2020年）には11年ぶりに増加し、非常に厳しい状況が続いています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会環境の変化が増加要因の一つとされ、社会、生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者の増加が生じてしまいました。このような状況の中、国は「自殺総合対策大綱」の見直しを行いました。令和4年（2022年）10月に策定した新たな大綱では、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進」などの12項目の重点施策に加え、「女性に対する支援の強化」が今後5年間で取り組むべき施策に新たに位置付けられました。

本町は、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえ、「支えあい、こころつながるまち さむかわ自殺対策計画」を令和2年（2020年）3月に策定し、生きる支援に関する事業を総動員して、全町的な取組として自殺対策を推進してきました。

その結果、本町における自殺者数は、平成19年（2007年）から平成29年（2017年）まで平均8人前後で推移していましたが、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までは平均5.8人に減少しました。

本町においても、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱及びかながわ自殺対策計画に留意しつつ、現計画「支えあい、こころつながるまち さむかわ自殺対策計画」をベースに、これまでの自殺対策の取組の内容や効果を振り返り、「生きることの包括的な支援に関するアンケート」の結果も考慮し、町の現状に対応した計画を策定します。

～生きることの包括的な支援とは～

人は本来「生きる力」を備えています。しかし、今日、様々なストレス要因にさらされて私たちの「生きる力」は弱まっています。この「生きる力」を取り戻し、育むためには「生きることの包括的な支援」「Life（命、生活、人生）の視点をふまえた支援」が必要です。

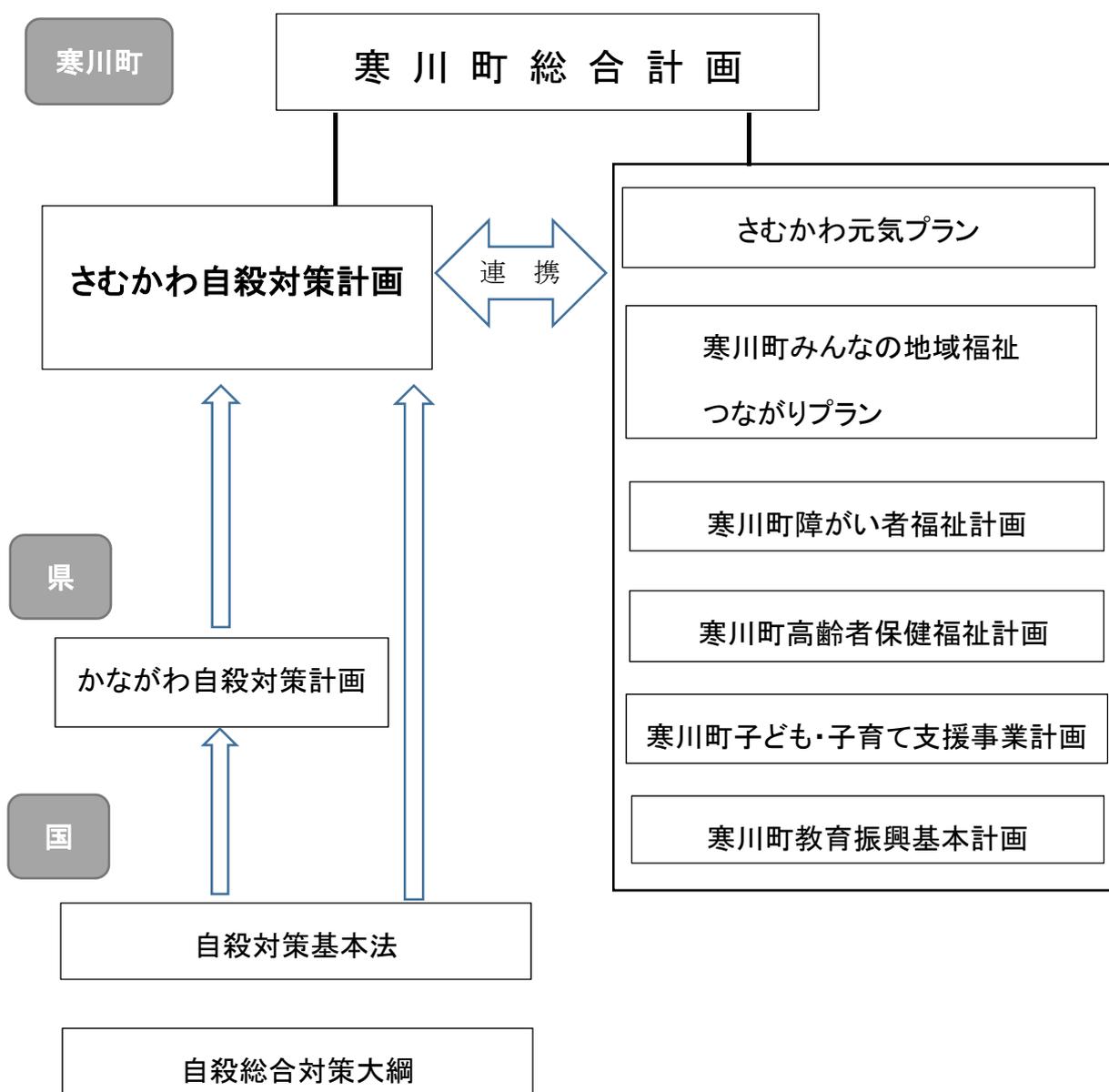
そして、この目標の実現には、町民一人ひとりだけではなく、生活の場での相互に支え合う取り組みが求められます。すなわち、命にかかる保健医療福祉的支援、生活にかかる行政的支援、身近で共に生きる大切な人相互の人生上の支援の3つの支援を、有機的、継続的、安定的に提供できるようにするためには、行政関連施策相互の有機的な連携はもとより、民間の医療・保健・福祉その他の関連機関、そして、家族、友人、ボランティアや地域住民などからなるネットワークの構築・整備が欠かせないと言えます。

第1章 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、国が定めた自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、神奈川県が定めたかながわ自殺対策計画を踏まえて策定します。

また、寒川町総合計画を上位計画とし、推進に必要な方策を明らかにするとともに、その他の計画との整合を図ります。



第1章 計画の策定にあたって

3 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、国・県の施策や、町総合計画と連携する必要があることから、国や県等の動向を踏まえ、また社会状況の変化に応じ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
寒川町総合計画				次期 寒川町総合計画	
第2次さむかわ自殺対策計画（5年間）					第3次

第1章 計画の策定にあたって

4 計画（第1次）の達成状況

さむかわ自殺対策計画（第1次）では、国・神奈川県の数値目標を踏まえ、本町における、人口動態統計※1 平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の平均自殺死亡率※2 16.2を令和2年(2020年)から令和6年(2024年)までの5年間で15%以上減少させ、13.7以下とすることを数値目標としていました。

令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの3年間の取組成果としては、さむかわ自殺対策計画（第1次）策定以降、本町の自殺死亡率は令和元年(2019年)に増加しましたが、令和2年(2020年)は近年では最も低い6.2となりました。3年間の平均は7.5となり目標を達成できたと考えます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延等の影響により自殺死亡率は増加に転じております。引き続き自殺対策を推進し、自殺死亡率の減少を目指していきます。

※1 人口動態統計とは、国内における出生・死亡・死産・婚姻・離婚の実態の把握を目的とする国の基幹統計で、厚生労働省が調査、公表しています。

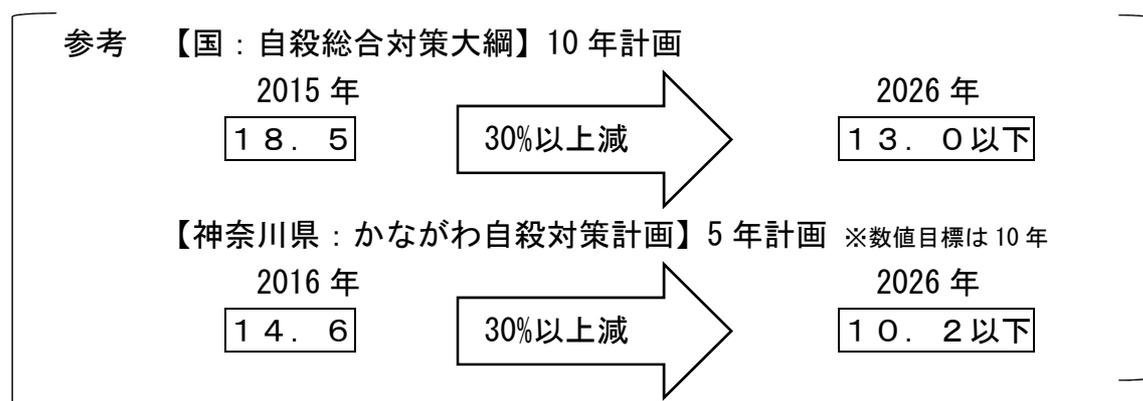
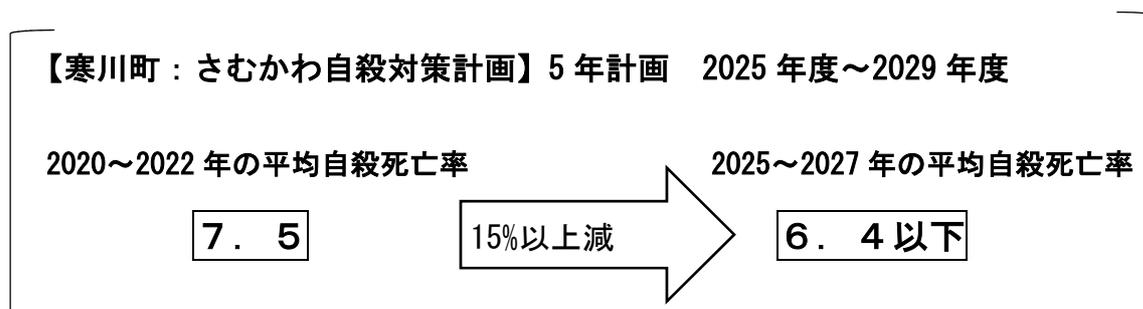
※2 自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数（自殺者数÷人口×100,000）
人口動態統計による自殺死亡率は、対象年の翌々年2月頃に公表されるため、令和4年(2022年)数値が本計画作成時における直近の最新数値です。

図表 自殺死亡率の推移

和暦（西暦）	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自殺死亡率	8.3	16.5	6.2	8.2	8.2

5 計画（第2次）の数値目標

本町では、国・神奈川県の数値目標を踏まえ、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)の平均自殺死亡率7.5を令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までの3年間で15%以上減少させ、6.4以下を目指します。



※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数

6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ＝持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。経済・社会・環境についての17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現をめざしています。

さむかわ自殺対策計画（第2次）と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。さむかわ自殺対策計画に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

<本計画に関連するSDGsの目標>

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう



第2章 寒川町の自殺の実態

第2章 寒川町の自殺の実態

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、「人口動態統計」という。）と警察庁「自殺統計」（以下、「警察庁自殺統計」という。）があります。いずれも、1月から12月の集計を行いますが、人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地をもとに死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地や住居地等が記載された警察庁自殺統計原票データをもとに計上しているため、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。（※1）

本計画では、「人口動態統計」及び「警察庁自殺統計」、さらに、「いのち支える自殺対策推進センター」（厚生労働大臣指定法人）による「地域自殺実態プロファイル（2023）」（※2）を活用し、自殺の実態を分析します。

※1 警察庁自殺統計では、発見地と住居地、発見日と自殺日などの状況を組み合わせた各種の集計結果が報告されています。当計画では、適宜、対策の立案に最も参考となると考えられる値を用いました。

※2 地域自殺実態プロファイル（2023）：いのち支える自殺対策推進センター（*）が作成した、各都道府県及び市町村ごとに地域の自殺の実態を分析したもの。

* いのち支える自殺対策推進センター：自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として設置された「自殺予防総合対策センター」が平成28年4月に地域レベルの実践的な自殺対策への支援を強化するために改組されたもの。地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージの作成等を担い、地域の自殺対策推進の支援等を行っています。

1 自殺者数の年次推移

2007年の12人をピークに、増減を繰り返し、2020年に4人に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、2020年以降増加に転じています。



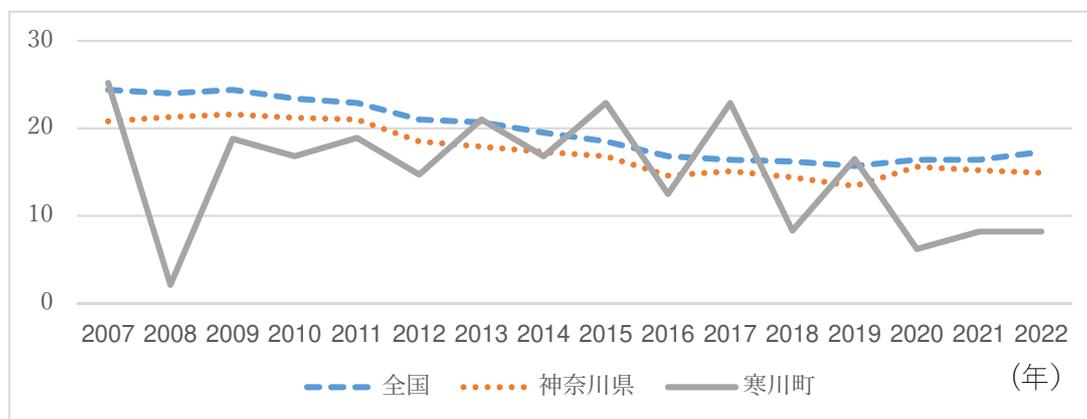
年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	12	1	9	8	9	7	10	8	11	6	11	5	8	4	5	7

出典：人口動態統計 ※人口動態統計は、日本人のみを対象とし、住所地で自殺者数を計上

2 全国・神奈川県との比較

本町の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全国や神奈川県と比べて高い年と低い年があります。

<全国・神奈川県・寒川町の自殺死亡率の推移>



年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全国	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
神奈川県	20.8	21.3	21.6	21.2	21.0	18.5	17.9	17.3	16.8	14.6	15.1	13.0	12.1	14.3	13.8	14.9
寒川町	25.2	2.1	18.8	16.8	18.9	14.7	21.0	16.8	22.9	12.5	22.9	8.3	16.5	6.2	8.2	8.2

出典：人口動態統計

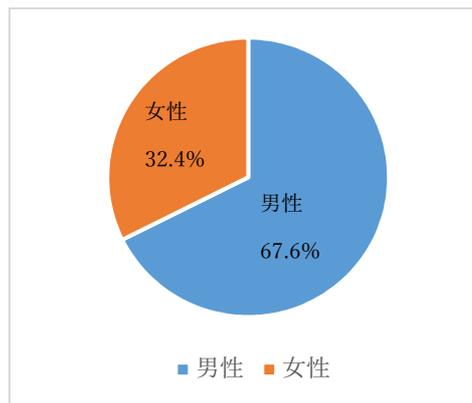
3 男女別・年齢別の自殺割合

地域自殺実態プロフィール（2023）の統計分析では、全国の男女比と比べて、本町は、男性の割合が多いことがわかります。

<寒川町の男女比>



<全国の男女比>



出典：いのち支える自殺策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2023）」

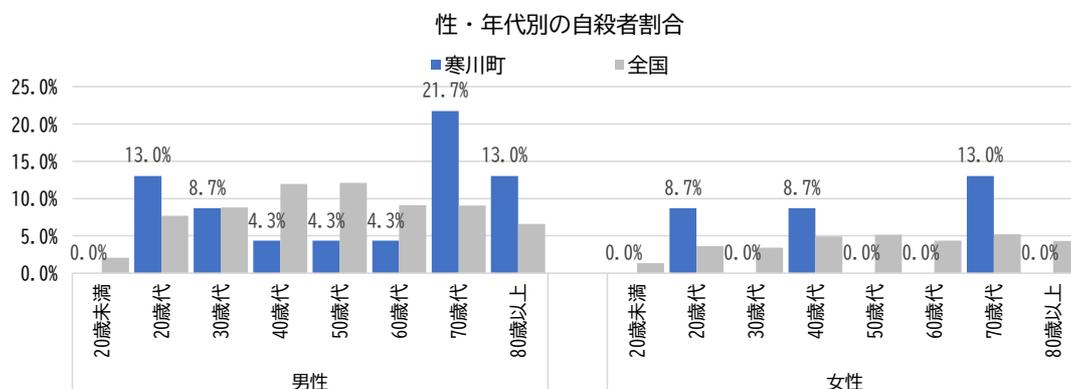
※寒川町の自殺者数（2018～2022年の合計）男性16人、女性7人、合計23人から算出

※地域自殺実態プロフィールの自殺者数は、警察庁自殺統計をもとに集計され、ここでは外国人を含む、寒川町に居住実態のある人のみの自殺者数を計上。人口動態統計の数値とは異なります。

第2章 寒川町の自殺の実態

年代別では、男性は70歳代が多く、80歳以上と20歳代は同数、女性も、70歳代が多く、次いで、20歳代と40歳代が同数で多くなっているという状況です。

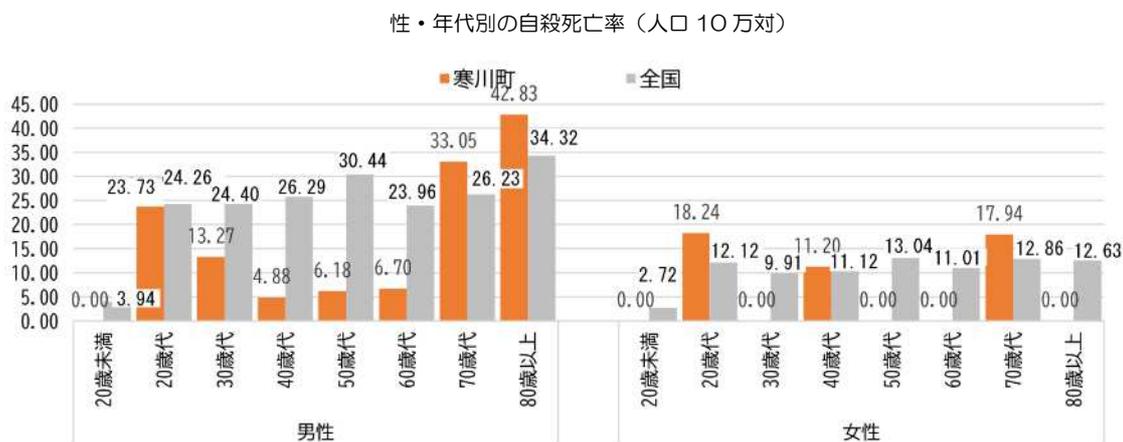
<寒川町性別・年代別（2018～2022年合計）>



引用：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2023）」

自殺死亡率については、全国と比較して、男性は、80歳以上、70歳代、女性は、20歳代、70歳代で全国よりも高くなっています。

<全国の自殺死亡率との比較（2018～2022年合計）>



引用：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2023）」

4 就労者の自殺割合

本町における自殺者の職業の有無については、「有職者」は9人(42.9%)、「無職者」は12人(57.1%)となっています。

<職業別の自殺の内訳(2018~2022年合計)>

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	9人	42.9%	38.7%
無職	12人	57.1%	61.3%
合計	21人	100%	100%

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023)」

※令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更しました。

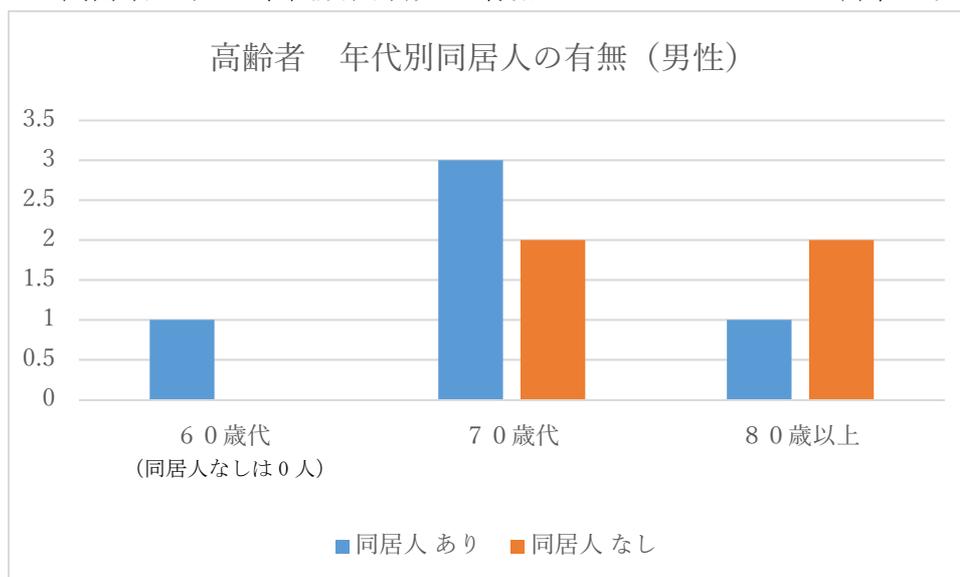
※性・年齢・同居の有無の不詳を除きます。

5 高齢者の自殺の傾向

高齢者(60歳以上)の自殺の傾向をみると、合計では12人となっており、男性女性ともに70歳代が多く、かつ「同居人あり」の自殺者が多くなっています。

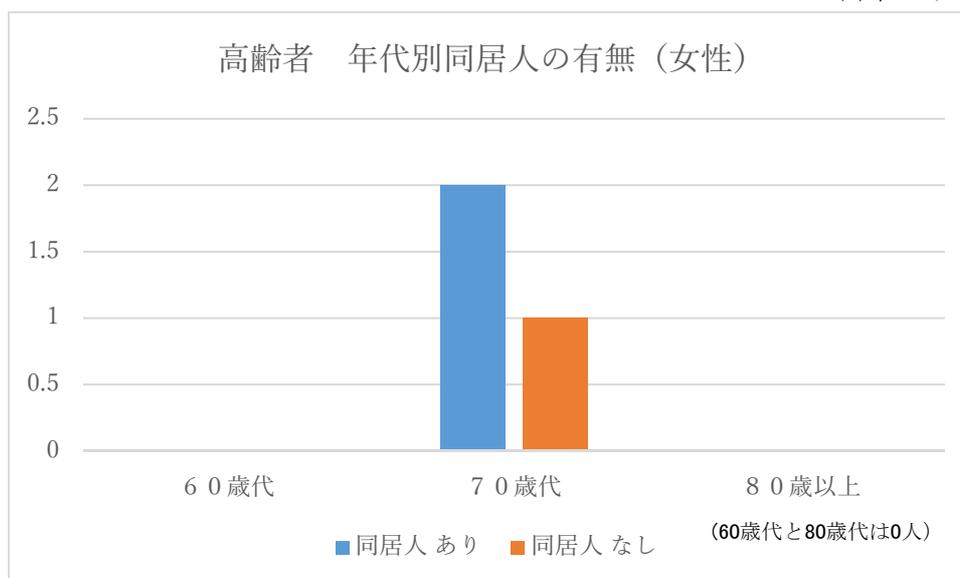
また、男性は80歳以上の自殺者は「同居人あり」よりも「同居人なし」の自殺者が多い状況です。

<高齢者 性・年代別同居人の有無> (単位：人)

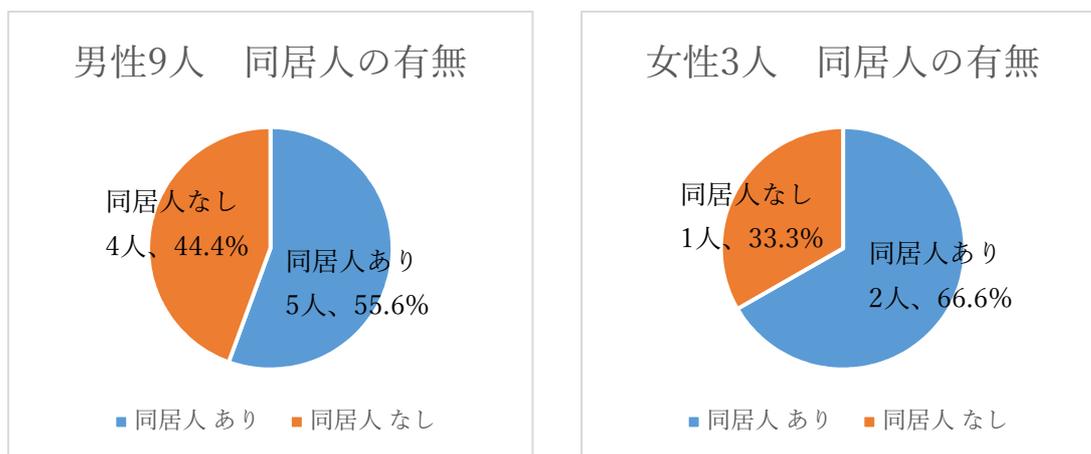


第2章 寒川町の自殺の実態

(単位：人)



出典：いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2023)」



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2023)」

性別	年代	寒川町同居人の有無 (人)		寒川町同居人の有無 (%)		全国同居人の有無 (%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	0	8.3	0.0	13.4	10.0
	70歳代	3	2	25.0	16.7	14.9	8.4
	80歳以上	1	2	8.3	16.7	11.9	5.2
女性	60歳代	0	0	0.0	0.0	8.5	2.8
	70歳代	2	1	16.7	8.3	9.1	4.3
	80歳以上	0	0	0.0	0.0	7.0	4.3
計		7	5	58.3	41.7	64.8	35.2
合計		12		100		100	

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2023)」

6 寒川町の自殺の特徴

地域自殺実態プロフィール（2023）の統計分析では、寒川町の2018年（平成30年）から2022年（令和4年）までの5年間における23人の自殺者の性・年代別等の特性から、「高齢者」（※）「生活困窮者」（※）「子ども・若者」（※）「勤務・経営」（※）に対して、重点的に取り組む必要があるとされています。

全国の自殺の特徴として、減少傾向であった自殺者数は、2020年（令和2年）から11年ぶりに増加しました。2021年（令和3年）は21,007人で、2020年（令和2年）より74人（0.4%）減少しましたが、2022年（令和4年）は21,881人と再度増加し、高止まりの状態にあります。新型コロナウイルス感染症拡大による社会環境の変化が増加要因のひとつとされ、社会・生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じてしまったと言われております。

本町における自殺者の男女割合は、女性より男性が多い傾向は全国と同様ですが、全国と比較すると、女性では20歳代、40歳代、70歳代の割合が高くなっており、男性では20歳代、70歳代、80歳以上の割合が高くなっています。

しかし、寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、この分析結果のみで寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

ただし、寒川町の高齢者の自殺死亡率は全国の自殺死亡率と比べて大きく上回っており、そのなかでも同居人ありの自殺割合が大きくなっています。そのため、まず、この年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

また、一方で、女性や若者をはじめ世代等の特定をせずに、自殺に追い込まれないような地域づくりを行い、相談につながったら関係機関の支援が途切れないよう、関係機関の連携強化に努めることが大切と言えます。

※いのち支える自殺対策推進センターの統計分析において、重点的に取り組む事項の示す対象者は次のとおりです。なお、対象者がいくつかの事項に重なる場合もあります。

「高齢者」… 一般的には65歳以上であるが、分析の基礎となる警察庁自殺統計は10歳刻みの統計となっているため、明確な年齢定義は設けていない。

「生活困窮者」… 生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者

「子ども・若者」… 児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等

「勤務・経営」… 被雇用者、自営業者等

なお、「子ども・若者」については、関連資料として、児童、生徒、大学生、専修学校生等の自殺者数の内訳が示されておりますが、自殺者数が極めて少ないことから、自殺の傾向等のデータは公表不可となっております。

第3章 いのち支える自殺対策における取組

第3章 いのち支える自殺対策における取組

基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。

また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ることに加え、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感、または、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺という危機的状況に追い込まれてしまうことが指摘されています。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」と言えます。地域全体で互いに見守り、支え合うことで、変化に「気づき」、「声をかけ」、困りごとを抱えた人が、相談機関に「つながる」体制をつくり、「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、
「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本方針

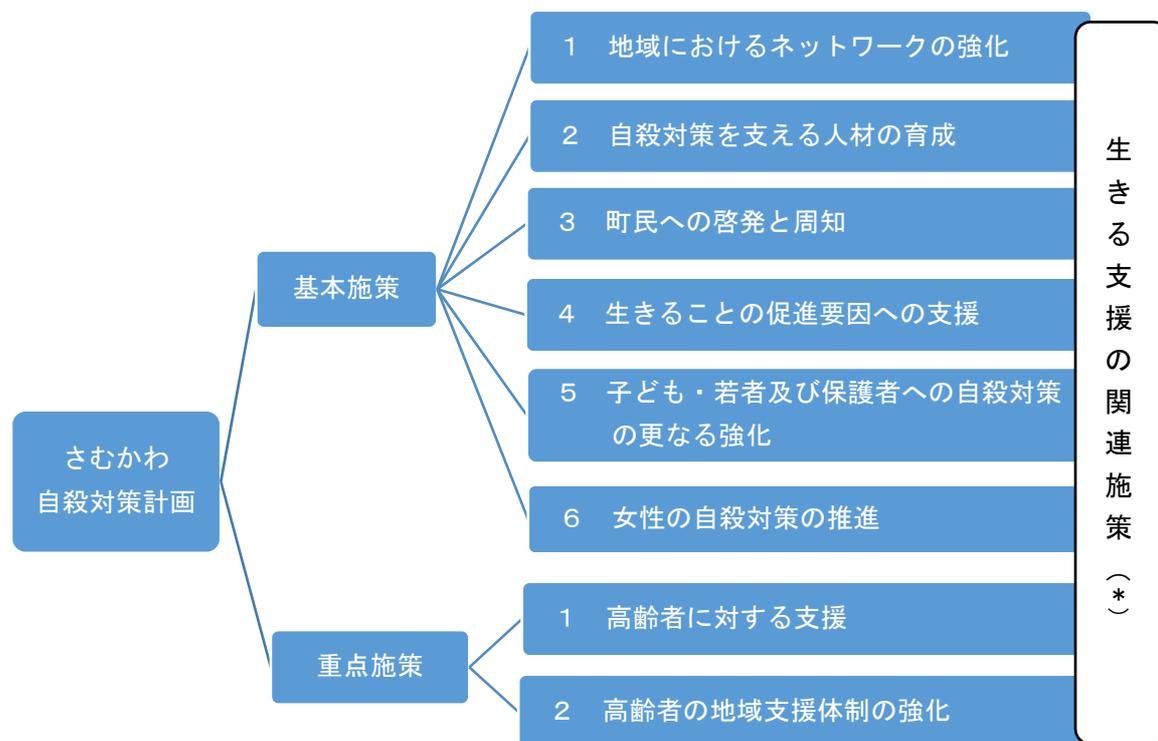
自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

施策体系

さむかわ自殺対策計画は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」(※)ですべての市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と、寒川町の自殺の実態を踏まえて定めた「重点施策」の2つの施策で構成しています。

この2つの施策の体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に実施していくことにより、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

※地域自殺対策政策パッケージ：自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策をひとつにまとめたもの。



*「生きる支援の関連施策」の詳細は、【資料】の資料1(34～37ページ)をご覧ください。

基本施策



1 地域におけるネットワークの強化

自殺はひとつの理由や原因で生じるものではなく、その背景には健康問題、生活苦、人間関係などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の様々な関係機関との連携・協力が重要です。

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、保健所などの相談支援機関等との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1-1	寒川町自殺対策計画推進協議会の開催	計画の策定及び推進、自殺対策のための情報交換及び連携強化のため、協議会を開催します。	町民窓口課
1-2	寒川町自殺対策庁内連絡会の開催	計画の策定、計画の各取組を推進するため、庁内連絡会を開催します。	町民窓口課



2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱え、自殺に気持ちが傾いた人に対する早期の「気づき」が重要であることから、そうした人のサインに気づき対応できるよう、人材育成に必要な研修の機会の確保を図ります。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
2-1	ゲートキーパー養成研修	自殺に気持ちが傾いた人に気づき、必要な機関につなぐことができるように町職員、関係団体等を対象にゲートキーパー養成研修を実施します。	町民窓口課

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

3 町民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、本計画の策定に先立って行ったアンケート（※）でも、約4割の方が、「自殺は自分自身に関わることだと思う」また、「周りに自殺をしてしまうのではないかと思われる人がいた」と回答しています。この結果は、令和元年度調査とほぼ変わらず、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ということについて周知し、継続して、ゲートキーパーの養成や、様々な機会を捉えて、相談窓口等の周知や、自殺に対する理解を深めるような啓発活動を推進します。

※アンケート:eマーケティングリサーチ制度を活用し、令和5年8月9日～23日にかけ、町で実施した「生きることの支援に関するアンケート」。(制度の内容及びアンケートの詳細は、【資料】のページの資料2(～ ページ)をご確認ください。)

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
3-1	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発活動	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策の普及啓発活動を実施します。	町民窓口課
3-2	図書館における特設展示	夏休み明けにこころのバランスを崩す子どもが多いことから、8月下旬から9月上旬にかけ、生きるをテーマにした図書の展示及び貸出、リーフレット等の配布を実施します。	町民窓口課
3-3	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康づくり課
3-4	各種相談窓口の周知	日常生活における様々な悩みを抱えている方が相談窓口を利用するきっかけとなるよう相談窓口を周知します。	町民窓口課
3-5	アンケートの実施	心の健康や自殺対策に関する皆様の考えなどを把握し、今後の自殺対策推進の参考とするために実施します。	町民窓口課

4 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと、「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要となってきます。計画では生きることの促進要因への支援という観点から、その強化に関する対策を推進していきます。また、自殺未遂者や残された人への支援についても検討していきます。

①生きがいきづくり活動の支援

地域における学びの場、集いの場等の情報を発信するとともに、様々な生きがいきづくり活動を支援することで、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-1 (再掲)	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康づくり課
4-①-2	生涯学習振興事業	様々な媒体を活用した情報提供体制を整備し、各種講座やイベント等を開催し、町民の生涯学習機会の拡充を図ります。	学び推進課 講座担当課等
4-①-3	社会教育振興事業	公民館を地域の学びの拠点として、あらゆる世代を対象とした様々な分野の講座等の開催、サークル活動の場、成果発表の場等を提供します。	教育政策課
4-①-4	高齢者生きがいきづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-5	シルバー人材センター支援事業	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図ります。	高齢介護課
4-①-6	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課
4-①-7	就業・就労支援事業	一般就労に向けて作業所等に通所する障がい者に対して交通費を助成します。 また、障がい者の就労の場の確保と職場定着を支援する障害者地域就労援助センター事業助成を2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）で行います。	福祉課
4-①-8	青少年育成事業	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し、異年齢交流を図ります。さらに地域活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援します。	学び推進課
4-①-9	パートナーシップ宣誓制度の実施	同性・異性を問わず相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、両者の自由意志により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓に対し、町が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。	町民窓口課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

②相談体制の充実

様々な悩みごとに対する相談事業を実施することで、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-1	消費生活相談・各種町民相談	多重債務や離婚、労働問題、家庭内のもめごと等、様々な相談に対し、一人で悩むことのないよう各種相談を実施します。	町民窓口課 産業振興課
4-②-2	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関する事などについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
4-②-3	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課
4-②-4	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
4-②-5	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-6	民生委員・児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	福祉課
4-②-7	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障害福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供および助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を実施します。	福祉課
4-②-8	障害者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施する事を目的に、障害者虐待防止センターを運営します。	福祉課
4-②-9	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課

③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の対応も重要です。遺族等への支援として、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動に関する情報提供等を行います。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-③-1	自死遺族相談等の情報提供	県精神保健福祉センターが行う電話相談や、面談相談、大切な人を自死で亡くした方の集いなどの情報を提供します。	町民窓口課

5 子ども・若者及び保護者への自殺対策の更なる強化



様々な困難やストレスに直面している児童・生徒が、信頼できる大人に助けを求められるようになるとともに、不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若者がSOSを出したときに、それを受け止め、適切な支援につなげられるよう取り組みを進めていきます。

また、子どもの生育環境に大きな影響を及ぼす保護者に対する支援は、子ども・若者の健やかな成育につながることから、悩みや不安を抱える保護者への支援にも取り組みます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5-1 (再掲)	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関する事などについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
5-2	子育て世代包括支援センター事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	子育て支援課
5-3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	子育て支援課
5-4 (再掲)	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5-5	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、関係機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携により虐待防止に取り組みます。	子育て支援課
5-6 (再掲)	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
5-7 (再掲)	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課
5-8	若年層対策事業	若年層が相談しやすいLINEなどのSNS等を利用した相談窓口の案内チラシを作成し、町内の中学生、高校生へ配布します。	町民窓口課

6 女性の自殺対策の推進



全国の女性の自殺者数は令和2年（2020年）に2年ぶりに増加し、令和3年（2021年）は、さらに前年を上回りました。コロナ禍以前より、女性の自殺要因として非正規雇用の問題や家庭問題・育児や介護の問題が散見されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、DV問題が顕在化するなど、課題が多い状況となっています。

そのような中、本町の自殺者における女性の割合は20.5%（2013～2017年）から30.4%（2018～2022年）へと増加しています。

また、全国に比べ20歳代、40歳代、70歳代の女性の自殺死亡率が若干高くなっています。そのため、女性向け自殺対策を基本施策として新たに取り上げ、取り組んでいきます。

※女性の自殺対策として施策を掲載していますが、必ずしも女性だけを対象とした事業ではありません。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
6-1 (再掲)	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課
6-2 (再掲)	子育て世代包括支援センター事業	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
6-3 (再掲)	乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	子育て支援課
6-4 (再掲)	子育て支援相談事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	子育て支援課
6-5 (再掲)	高齢者生きがいづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課
6-6 (再掲)	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課
6-7 (再掲)	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課
6-8 (再掲)	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	高齢介護課
6-9 (再掲)	家族介護者への支援	高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、介護方法や介護予防、健康づくり等における知識・技術の習得の場として「家族介護教室」を開催します。	高齢介護課

重点施策

寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

しかしながら、寒川町の高齢者、特に70歳代、80歳代以上の自殺率は全国の自殺率と比べて大きく上回っており、継続してこの年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。



1 高齢者に対する支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、生きがいつくり等の支援や、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

まず、包括的な支援のため、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を構築します。

さらに、介護サービス利用者は、介護職員（ケアマネジャー、ヘルパー等）との接点を持っており、また、介護職員による見守り・気づきの重要性は知られていることから、他機関との連携による介護者、家族、介護職員等を対象とした包括的な支援を実践していきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1-1 (再掲)	高齢者生きがいつくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課
1-2 (再掲)	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1-3 (再掲)	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課
1-4	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	高齢介護課
1-5	家族介護者への支援	高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、介護方法や介護予防、健康づくり等における知識・技術の習得の場として「家族介護教室」を開催します。	高齢介護課

2 高齢者の地域支援体制の強化



介護者、家族、介護職員等、高齢者と多く接する機会のある方を中心に研修の機会の確保を図るとともに、これらの支援者を支える地域支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
2-1 (再掲)	ゲートキーパー養成研修	自殺に気持ちが傾いた人のサインに気づき、対応できる人材の養成研修を実施します。	町民窓口課

第4章 自殺対策の推進体制

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

「寒川町自殺対策庁内連絡会」を開催し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や団体の代表者、学識経験者、公募の町民で構成された「寒川町自殺対策計画推進協議会」を開催し、さむかわ自殺対策計画の推進状況や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

本計画における基本施策、重点施策及び関連施策については、寒川町自殺対策庁内連絡会においてPDCAサイクルによる評価を実施し、寒川町自殺対策計画推進協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

(2) 進行管理

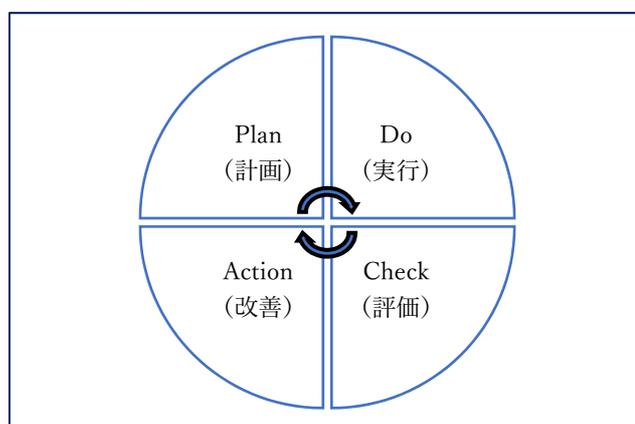
ア 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。

イ 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。

ウ 「寒川町自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

<計画の進行管理>



2 自殺対策組織の関係図

<寒川町自殺対策推進体制>

